新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務に係る企画提案公募要領

大阪府教育庁では、令和10年度に開校予定の新しい総合技術系高校（以下「新校」）について、府内中学校の生徒及びその保護者をはじめとする府民に向けて、新校の特色や魅力を広く周知するとともに、先端技術に対応した新しい教育を推進し、高大連携を踏まえ、地域産業の発展に寄与する人材育成を図ることとしています。

本事業では、SNSやWebの運用開始に加え、中学生等が2040年以降の未来の生活のあたりまえを創る技術の習得が必要であることを感覚的に理解できる対面もしくはオンラインベントを実施することで、新校に対する認知度を向上させ、志願者増加につなげるとともに、開校後に学校が自走的にプロモーションを継続できるようブランドガイドラインを構築することを目的としており、民間事業者等の知識やノウハウを活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は「令和８年度大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

１　事業概要

(1) 事業名

新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務

(2) 事業の趣旨・目的

現在、産業構造の変化やデジタル技術の急速な進展に対応できる人材の育成が喫緊の課題となっており、AIやIoT、ロボティクスなどの先端技術の習得に加え、科学的思考力と技術的応用力を兼ね備え、複数分野を横断的に理解し、融合させる力を持つイノベーターを育成する新しい教育モデルの構築が求められる。このような状況を踏まえ、「未来社会のあたりまえ」を創発する人材を育成するため、新校を設置する。開校に向けて、中学生とその保護者および中学校の教職員が20年先の未来社会を体感し、必要とされる力の習得と経験について理解することができるようなプロモーションが必要となる。

(3) 事業概要

府内公立中学校の生徒とその保護者、中学校教職員及び学習塾への認知拡大が実現できるよう、新しい府立高等学校のプロモーションにかかる企画・運営を行う。具体的には次のⅠからⅢのとおり。

Ⅰ　新校ブランディング戦略の考案

Ⅱ　新校のSNS・Web・リーフレット作成および運用

Ⅲ　未来社会や学校コンセプトを理解できるイベント等の企画運営

(4) 委託上限額

13,200千円（税込）

２　スケジュール

令和８年２月 20 日（金）　　公募開始
令和８年２月 27 日（金）　　事業説明会開催
令和８年３月　６日（金）　　質問受付締切
令和８年３月 23 日（月）　　提案書類提出締切
令和８年３月 31 日（火）　　選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和８年４月上旬頃　　　　　選定結果の通知
令和８年４月中旬頃　　　　　契約締結・事業開始
令和９年３月 31 日（水）　　事業終了

３　公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

⑴ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑵ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑶ 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

⑷ 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑸　消費税及び地方消費税を完納していること。

⑹　令和４年４月１日からこの公示の日までの間に、公共団体・企業等でプロモーション制作、イベント企画運営業務及び魅力発信業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。

⑺　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

⑻　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

⑼　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

４　応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

⑴　公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和８年２月 20 日（金）から令和８年３月 23 日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後４時まで）

イ　配布場所及び受付場所

大阪府教育庁教育振興室高校改革課実業教育グループ

住　　所：大阪市中央区大手前３丁目２－12　別館５階

電話番号：06-6944-7055

ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、高校改革課ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/promotion.html)からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ　受付期間

令和８年２月 20 日（金）から　令和８年３月 23 日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後４時まで）

オ　提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア　応募申込書（様式１：１部）

イ　企画提案書（様式２：１部）

ウ　応募金額提案書（様式３：１部）

エ　事業実績申告書（様式４：１部）

オ　ア～エの電子媒体（CD-R等）

カ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）

③委任状（様式７：１部）

④使用印鑑届（様式８：１部）

キ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

ク　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

ケ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

・報告義務のある方のみ提出してください。

⑶ 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお､応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し､他の目的には使用しません。

⑷ 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

⑸ その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ　応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R 等）での提出もお願いします。

エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

５　説明会

⑴ 開催日時

令和８年２月 27 日（金）　午前 10 時から午前 11 時まで

⑵ 開催形態

オンライン開催（Microsoft Teams）

⑶ 申込方法

「件名」の始めに「【説明会申込：新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務＜事業者名＞】」と明記して、電子メール（アドレス：kokokaikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

メール本文に、（法人の場合は）法人名、参加者職氏名、連絡先、参加人数（1 者につき 2 名まで）を記入してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

⑷ 説明会への申込期限

令和８年２月 26 日（木）　午後４時まで

６　質問の受付

⑴　受付期間

公募開始日から令和８年３月６日（金）　午後４時まで

(2)　提出方法

電子メール（アドレス：kokokaikaku-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア　「件名」の始めに「【質問提出：新しい府立高等学校のプロモーションにおける企画運営業務＜事業者名＞】」と明記してください。

イ　電子メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後４時まで）

ウ　質問への回答は大阪府教育庁教育振興室高校改革課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/promotion.html）に掲示し、個別には回答しません。

7　審査の方法

(1)　審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)　審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容	配点
企　画　点	先端技術を学べる環境など、新校の特色と魅力を効果的に伝え、ターゲット層に強い印象を与えられること	30 点
	2040 年以降の未来社会を感覚的に理解できるイベントを提供し、参加者を魅了することで学校のブランド価値を高められること	20 点
広　報　点	イベントの出展や体験に向けて、ターゲット層に響く情報を的確に発信し、効果的な媒体を活用して集客を最大化できること	20 点
持続可能点	新校が自校でプロモーションを継続的に実施できる仕組みを構築できること	20 点
価　格　点	価格点の算定式 満点（10 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10 点
合　　　　計		100 点

⑶　審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府教育庁教育振興室高校改革課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/promotion.html）において公表します。

　応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

　＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順　内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

⑷　審査対象からの除外（失格事由）

　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

８　契約手続きについて

⑴　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

⑵　契約金額の支払いについては、精算払いとします。

⑶　契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

⑷　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

⑸　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6)　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ　大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第 68 条第６号に該当する場合。

９　その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。